

様式第30号の5中「障害児相談支援事業等開始届出書」を「児童自立生活援助事業開始届出書」に改める。
 様式第30号の6中「障害児相談支援事業等変更届出書」を「児童自立生活援助事業変更届出書」に改める。
 様式第30号の7中「障害児相談支援事業等廃止（休止）届出書」を「児童自立生活援助事業廃止（休止）届出書」に改める。
 （愛媛県知的障害者福祉法施行細則の一部改正）

第4条 愛媛県知的障害者福祉法施行細則（昭和37年愛媛県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（目的）</p> <p>第1条 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号_____）の施行については、この規則の定めるところによる。</p> <p>（判定書）</p> <p>第2条 知的障害者福祉法施行令（昭和35年政令第103号）第1条の規定により更生相談所長が交付する判定書は、判定書（様式第1号）によるものとする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「法」という。）の施行については、この規則の定めるところによる。</p> <p>第2条及び第3条 削除</p> <p>（判定書）</p> <p>第4条 知的障害者福祉法施行令（昭和35年政令第103号）第2条の規定により更生相談所長が交付する判定書は、様式第3号_____によるものとする。</p> <p>（指定知的障害者更生施設等の指定申請書）</p> <p>第5条 知的障害者福祉法施行規則（昭和35年厚生省令第16号。以下「施行規則」という。）第37条の申請書は、指定知的障害者更生施設等指定申請書（様式第4号）によるものとする。</p> <p>（指定知的障害者更生施設等の届出）</p> <p>第6条 施行規則第38条の規定による届出は指定知的障害者更生施設等変更届出書（様式第5号）によるものとする。</p> <p>（指定知的障害者更生施設等の指定辞退の申出）</p> <p>第7条 法第15条の29の規定により指定を辞退しようとする指定知的障害者更生施設等の設置者は、指定知的障害者更生施設等指定辞退申出書（様式第7号）により、知事に申し出なければならない。</p> <p>（指定知的障害者更生施設等に関する公示）</p> <p>第8条 法第15条の31の規定による公示は、同条に定めるもののほか、同条各号の措置に係る指定知的障害者更生施設等に関する次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) 事業者番号</p> <p>(2) 指定知的障害者更生施設等の設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名</p> <p>(3) サービスの種類</p> <p>(4) 指定知的障害者更生施設等の名称及び設置の場所</p> <p>(5) 指定又は指定の取消し若しくは辞退に係る年月日</p> <p>（指定知的障害者更生施設等に関する市町村等への情報提供）</p> <p>第9条 知事は、法第3章第2節の規定による指定又は第7条の規定による指定の辞退の申出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、市町村その他知事が必要と認める者に対して、当該指定等に係る指定知的障害者更生施設等に関する次に掲げる事項の全部又は一部の情報を提供するものとする。</p> <p>(1) 事業者番号</p> <p>(2) 指定知的障害者更生施設等の設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所</p> <p>(3) 指定知的障害者更生施設等の名称及び設置の場所</p> <p>(4) 指定又は指定の取消し若しくは辞退に係る年月日</p> <p>(5) 事業開始年月日</p> <p>(6) 運営規程</p> <p>（委任）</p> <p>第10条 第5条から前条までに定めるもののほか、指定知的障害者</p>

<p>(執務日誌)</p> <p>第 3 条 知的障害者福祉司及び社会福祉主事は、知的障害者の福祉の業務について執務日誌（様式第 2 号）に必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>(相談判定記録票)</p> <p>第 4 条 更生相談所長は、<u>相談判定記録票（様式第 3 号）</u>を備え必要な事項を記載しなければならない。</p>	<p><u>更生施設等の指定等に関し必要な事項は、知事が定める。</u></p> <p>第11条から第19条まで 削除</p> <p>(知的障害者相談支援事業の開始の届出)</p> <p>第20条 法第18条の規定による届出は、<u>知的障害者相談事業開始届出書（様式第14号）</u>によるものとする。</p> <p>(知的障害者相談支援事業の変更の届出)</p> <p>第21条 法第20条第 1 項の規定による届出は、<u>知的障害者相談支援事業変更届出書（様式第14号の 2 ）</u>によるものとする。</p> <p>(知的障害者相談支援事業の廃止の届出等)</p> <p>第22条 法第20条第 2 項の規定による届出は、<u>知的障害者相談支援事業廃止（休止）届出書（様式第14号の 3 ）</u>によるものとする。</p> <p>(執務日誌)</p> <p>第23条 知的障害者福祉司及び社会福祉主事は、知的障害者の福祉の業務について様式第15号の執務日誌 <u>に</u>必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>(相談判定記録票)</p> <p>第24条 更生相談所長は、<u>様式第16号の相談判定記録票</u>を備え必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>第25条 削除</p> <p>(入所者等指導台帳)</p> <p>第26条 <u>法第19条の規定により設置されている知的障害者援護施設の長は、入所者又は利用者について、様式第18号の入所者等指導台帳を備え、必要な事項を記載しなければならない。</u></p>
---	--

様式第 1 号及び様式第 2 号を削り、様式第 3 号を様式第 1 号とする。

様式第 4 号から様式第14号の 3 までを削り、様式第15号を様式第 2 号とし、様式第16号を様式第 3 号とし、様式第17号及び様式第18号を削る。

(児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部改正)

第 5 条 児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則（昭和41年愛媛県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第56条第 2 項に規定する費用のうち、<u>法第50条第 6 号、第 6 号の 3、第 7 号及び第 7 号の 2</u>に規定する費用の徴収について定めることを目的とする。</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>第 2 条 知事、地方局長又は児童相談所長は、法第22条第 1 項の規定による助産の実施又は法第23条第 1 項本文の規定による母子保護の実施（以下「助産の実施等」という。）をした場合、法第27条第 1 項第 3 号の規定による措置又は同条第 2 項の規定による委託をした場合及び市町長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第 1 項の中核市の長を除く。以下同じ。）が法第23条第 1 項本文の規定による母子保護の実施（以下「母子保護の実施」という。）をした場合において、<u>法第50条第 6 号、第 6 号の 3、第 7 号及び第 7 号の 2</u>に規定する費用を、この規則の定めるところにより、当該助産の実施等又は措置若しくは委託をした妊産婦、母子及び児童（以下「措置児童等」という。）又はそれらの扶養義務者（以下「納入義務者」という。）から徴収するものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第56条第 2 項に規定する費用のうち、<u>法第50条第 6 号、及び第 6 号の 3 から第 7 号の 2 まで</u>に規定する費用の徴収について定めることを目的とする。</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>第 2 条 知事、地方局長又は児童相談所長は、法第22条第 1 項の規定による助産の実施又は法第23条第 1 項本文の規定による母子保護の実施（以下「助産の実施等」という。）をした場合、法第27条第 1 項第 3 号の規定による措置又は同条第 2 項の規定による委託をした場合及び市町長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第 1 項の中核市の長を除く。以下同じ。）が法第23条第 1 項本文の規定による母子保護の実施（以下「母子保護の実施」という。）をした場合において、<u>法第50条第 6 号及び第 6 号の 3 から第 7 号の 2 まで</u>に規定する費用を、この規則の定めるところにより、当該助産の実施等又は措置若しくは委託をした妊産婦、母子及び児童（以下「措置児童等」という。）又はそれらの扶養義務者（以下「納入義務者」という。）から徴収するものとする。</p>

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第 6 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和41年愛媛県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条の2 省略 (特定病院の認定)</p> <p>第1条の3 <u>法第22条の4第4項前段及び法第33条第4項前段の規定による認定は、特定病院認定申請書(様式第1号)を当該保健所長を経て、知事に提出して受けるものとする。</u></p> <p>2 <u>知事は、前項の申請書を受理した場合において、認定することを決定したときは認定書を、認定しないことを決定したときはその旨及び理由を、当該保健所長を経て、当該申請者に交付し、又は通知するものとする。</u> (診察及び保護の申請書)</p> <p>第2条 法第23条第2項に規定する申請書は、精神障害者等の診察及び保護の申請書(様式第1号の2)によるものとする。 (保護者等の同意)</p> <p>第16条 <u>法第33条第7項に規定する同意書は、同意書(様式第16号)によるものとする。</u> (医療保護入院の届出)</p> <p>第17条 <u>法第33条第7項の規定による届出は、医療保護入院届出書(様式第17号)によりするものとする。</u> (同意者の変更)</p> <p>第18条 <u>精神病院の管理者は、法第33条第7項に規定する同意者が死亡その他の理由により変更したときは、同意者変更届出書(様式第18号)に変更後の同意者の同意書を添え当該保健所長を経て、知事に提出しなければならない。</u> (応急入院の届出)</p> <p>第20条 <u>法第33条の4第5項の規定による届出は、応急入院届出書(様式第18号の4)によりするものとする。</u></p>	<p>第1条の2 省略</p> <p>(診察及び保護の申請書)</p> <p>第2条 法第23条第2項に規定する申請書は、精神障害者等の診察及び保護の申請書(様式第1号)によるものとする。 (保護者等の同意)</p> <p>第16条 <u>法第33条第4項に規定する同意書は、同意書(様式第16号)によるものとする。</u> (医療保護入院の届出)</p> <p>第17条 <u>法第33条第4項の規定による届出は、医療保護入院届出書(様式第17号)によりするものとする。</u> (同意者の変更)</p> <p>第18条 <u>精神病院の管理者は、法第33条第4項に規定する同意者が死亡その他の理由により変更したときは、同意者変更届出書(様式第18号)に変更後の同意者の同意書を添え当該保健所長を経て、知事に提出しなければならない。</u> (応急入院の届出)</p> <p>第20条 <u>法第33条の4第2項の規定による届出は、応急入院届出書(様式第18号の4)によりするものとする。</u> (精神障害者社会復帰施設の設置、変更、廃止等の届出書)</p> <p>第31条 <u>法第50条第2項の規定による届出は、精神障害者社会復帰施設設置届出書(様式第26号)により、当該保健所長を経てするものとする。</u></p> <p>2 <u>法第50条第3項の規定による届出は、精神障害者社会復帰施設変更届出書(様式第27号)により、当該保健所長を経てするものとする。</u></p> <p>3 <u>法第50条第4項の規定による届出は、精神障害者社会復帰施設廃止届出書(様式第28号)により、当該保健所長を経てするものとする。</u></p>

様式第1号を様式第1号の2とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第1号(第1条の3関係) 特定病院認定申請書

特定病院認定申請書 年 月 日	
愛媛県知事	様
申請者	医療機関 所在地 名称 開設者 住所 氏名又は名称
⑩	
管理者の氏名	
許可病床数 (うち精神病床) (うち措置指定病床数)	総 数 (床) (床)
勤務医師数 (うち精神保健指定医数) (うち特定医師数)	常 勤 人 非常勤 人 (常 勤 人) (非常勤 人) (常 勤 人) (非常勤 人)
勤務看護師数	常 勤 人 非常勤 人
勤務准看護師数	常 勤 人 非常勤 人
勤務看護補助者数	常 勤 人 非常勤 人
勤務精神保健福祉士数	常 勤 人 非常勤 人
看護体制	(1) 看護師及び准看護師の合計 (人) (2) 入院患者に対する(1)の人員の比率 (対1)
入院患者数 (うち措置入院者数) (うち医療保護入院者数)	人 (年 月 日現在) (人) (人)
特例措置による入院者のために確保する病床数	床
応急入院指定病院	<input type="checkbox"/> 指定あり <input type="checkbox"/> 指定なし
精神科救急医療施設	<input type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし
夜間及び救急の受入件数	年間約 件
事後審査委員会	委員の氏名及び職種
行動制限最小化委員会	開催回数 回/月
	参加メンバーの氏名及び職種
	行動制限最小化基本指針の作成日時
	研修会の開催回数 回/年
特記事項	

添付書類

- 1 特定医師の実務経験を記載した書類
- 2 その他知事が必要と認める書類

注1 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

2 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付すること。

3 看護体制の欄は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第22条の4第4項後段及び第33条第4項後段の規定による措置による患者を受け入れる病棟について記載すること。

4 看護体制について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の4第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（昭和63年4月厚生省告示第127号）第2号ただし書中「やむを得ない事情」と同様の事情により申請する場合は、特記事項の欄にその旨を記載すること。

5 行動制限最小化委員会の欄の「行動制限最小化基本指針」とは、行動制限についての基本的な考え方、やむを得ず行動制限する場合の手順等を盛り込んだ基本指針をいうものであること。

6 行動制限最小化委員会の欄の「研修会」とは、当該医療機関における精神科診療に携わる職員すべてを対象とした法、隔離拘束の早期解除、危機予防のための介入技術等に関する研修会をいうものであること。

様式第 5 号を次のように改める。

様式第5号(第6条関係) 措置入院に関する診断書

(表)

措置入院に関する診断書

措置入院に関する診断書

申請等の形式	1 親族又は一般人 2 警察官 3 検察官 4 指定通院医療機関の管理者又は保護観察所の長 5 矯正施設の長 6 精神病院の管理者 7 なし		
申請等の添付資料	1 あり 2 なし		
被診察者 (精神障害者又はその疑いのある者)	フリガナ氏名	(男・女)	生年月日 年 月 日 生 (歳)
	住所	都道府県 市区町村	
	職業		
病名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー ()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー ()	3 身体合併症
	生活歴及び現病歴 [推定発症年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。] (主たる陳述者氏名 続柄)		
入院歴	初回入院期間	年 月 日～	年 月 日 (入院形態)
	前回入院期間	年 月 日～	年 月 日 (入院形態)
	初回から前回までの入院回数	計	回
重大な問題行動 (Aはこれまでの、Bは今後おそれのある問題行動)	現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等及び現在の状態像 (該当のローマ数字、算用数字及びローマ字を○で囲むこと。)		
1 殺人 2 放火 3 強盗 4 強姦 5 強制わいせつ 6 傷害 7 暴行 8 恐喝 9 脅迫 10 窃盗 11 器物損壊 12 弄火又は失火 13 家宅侵入 14 詐欺等の経済的な問題行動 15 自殺企図 16 自傷 17 その他 ()	A A A A A A A A A A A A A A A A A	B B B B B B B B B B B B B B B B B	<現在の精神症状> I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 () II 知能 1 軽度障害 2 中等度障害 3 重度障害 III 記憶 1 記憶障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 () IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 () V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 () VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 () VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ()

診察時の特記事項	VII 自我意識 1 離人感 2 きせられ体験 3 解離 4 その他 () IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 () <その他の重要な症状> 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 () <問題行動等> 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 () <現在の状態像> 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()	
医学的総合判断	1 要措置	2 措置不要
行動制限の要否	1 要	2 否
上記についての理由及び意見		
その他特記事項		
以上のとおり診断する。	精神保健指定医氏名 年 月 日 署名	

(行政庁における記載欄)

診察に立ち会った者 (親権者、配偶者等)	氏名 (男・女)	続柄及び職業	生年月日 (歳)
診察場所			年 月 日 生 (歳)
診察日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分		
診察の補助者	職氏名	所属	
診察に立ち会った職員	職氏名	所属	
措置			
備考			

(裏)

記載上の留意事項

- 1 生活歴及び現病歴の欄は、他の診療所又は病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 2 入院歴の欄は、他の病院での入院歴及び入院形態をも聴取して記載すること。
- 3 重大な問題行動については、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当するすべての算用数字及びローマ字を○で囲むこと。
- 4 <現在の精神症状>、<その他の重要な症状>、<問題行動等>及び<現在の状態像>については、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められた病状又は状態像を指すものとし、主として最近のそれに重点を置いて、該当するすべてのローマ数字、算用数字及びローマ字を○で囲むこと。
- 5 診察時の特記事項の欄は、被診者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。
- 6 精神保健指定医氏名の欄は、診断した精神保健指定医が署名すること。
- 7 選択肢については、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。
- 8 その他の特記事項の欄は、診察を行った精神保健指定医が被診者の病状から緊急に医療を提供した場合に、次の事項を記載すること。
 - (1) 医療を提供したときの症状
 - (2) 提供した医療の内容
 - (3) 医療を提供した年月日及び時刻

様式第5号の2(表)ⅦB及び様式第5号の3(表)ⅦB中「痴呆」を「^{ぼう}認知症」に改める。

様式第9号中

保 護 者	フリガナ 氏 名	(男・女)	続柄	生年 月日	年 月 日生 (歳)
	住 所	都道 府県	都市 区	町村 区	

を

保 護 者	フリガナ 氏 名	(男・女)	続柄	生年 月日	年 月 日生 (歳)
	住 所	都道 府県	都市 区	町村 区	
	フリガナ 氏 名	(男・女)	続柄	生年 月日	年 月 日生 (歳)
	住 所	都道 府県	都市 区	町村 区	

に、「

1 主たる精神障害	2 従たる精神障害
-----------	-----------

を

「

1 主たる精神障害 ICDカテゴリー()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー()
--------------------------	--------------------------

」に、「社会復帰施設、在宅福祉制度等」を「障害福祉サービス等」に改める。

様式第17号を次のように改める。

様式第17号（第17条関係） 医療保護入院届出書

様式第17号（その1）（保護者の同意がある場合）

（表）

医療保護入院届出書				
受領県知事 様		年 月 日		
		病院名 所在地 管理者名 ④		
医療保護入院者	フリガナ氏名 (男・女)	生年月日 (歳)	年 月 日	
	住所	都道府県	市区	町村区
保護者の同意により入院した年月日 扶養義務者の同意による入院を経た場合は、その入院年月日	年 月 日	今回の入院年月日	年 月 日	
	[年 月 日]	入院形態		
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第34条第1項の規定による移送の有無	1 有 2 無			
病名	1 主たる精神障害 ICD分類()	2 従たる精神障害 ICD分類()	3 身体合併症	
生活歴及び現病歴	推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。 （特定医師の診察により入院した場合には、特定医師の採った措置の妥当性について記載すること。） （ 陳 述 者 氏 名 続 柄 ）			
入院歴	初回入院期間 年 月 日～ 年 月 日 (入院形態) 前回入院期間 年 月 日～ 年 月 日 (入院形態) 初回から前回までの入院回数 計 回			
<現在の精神症状>				
I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他()				
II 知能 1 軽度障害 2 中等度障害 3 重度障害				
III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他()				
IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他()				
V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他()				
VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他()				
VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他()				
VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他()				
IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他()				
<その他の重要な症状> 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存() 4 その他()				
<問題行動等> 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他()				
<現在の状態像> 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状群 10 その他()				
医療保護入院の必要性 患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。				
入院を必要と認めた精神保健指定医氏名		署名		
フリガナ氏名		(男・女)	続柄	生年月日 年 月 日 (歳)
住所		都道府県	市区	町村区
1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者(選任年月日 年 月 日) 5 その他()				
フリガナ氏名		(男・女)	続柄	生年月日 年 月 日 (歳)
住所		都道府県	市区	町村区
1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者(選任年月日 年 月 日) 5 その他()				
精神医療審査会の意見				
措 置				

平成18年11月21日

愛 媛 県 報

第1814号外1

(裏)

記載上の留意事項

- 1 記名押印に代えて署名することができる。
- 2 太枠内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。ただし、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第34条第1項の規定による移送が行われた場合には、記載する必要はないこと。
- 3 今回の入院年月日の欄は、今回あなたの病院に入院した年月日を記載すること。
- 4 入院形態の欄は、今回入院したときの入院形態を記載することとし、その後、複数の入院形態を経ている場合には、順にその入院形態を記載すること。この場合において、法第33条第2項に規定する入院、法第33条第1項及び第4項に規定する入院、法第33条第2項及び第4項に規定する入院又は法第33条の4第2項に規定する入院については、その旨を記載すること。
- 5 生活歴及び現病歴の欄は、他の診療所及び病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 6 入院歴の欄は、他の病院での入院歴及び入院形態をも聴取して記載すること。
- 7 <現在の精神症状>、<その他の重要な症状>、<問題行動等>及び<現在の状態像>については、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置いて、該当するすべてのローマ数字、算用数字及びローマ字を○で囲むこと。
- 8 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医が署名すること。
- 9 保護者の欄は、親権者が両親の場合は両名を記載すること。

注 同意書（様式第16号）を添付すること。

様式第17号（その2）（扶養義務者の同意がある場合）

（表）

医療保護入院届出書					年	月	日
愛媛県知事		様		病院名 所在地 管理者名			
医療保護入院者	フリガナ 氏名	(男・女)	生年 月日	年 月 日生 (歳)			
	住所	都道府県	郡市区	町村 区			
扶養義務者の同意により 入院した年月日	年 月 日		今回の入 院年月日	年 月 日			
			入院形態				
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第34条第2項の規定による移送の有無			1 有		2 無		
病名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー()		2 従たる精神障害 ICDカテゴリー()		3 身体合併症		
	医療保護入院の必要性 (患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にない と判断した理由について記載すること。 (特定医師の診察により入院した場合には、特定医師の採った措置の妥当性について記載すること。)						
病状又は状態像の概要							
入院を必要と認めた 精神保健指定医氏名		署名					
同意者	フリガナ 氏名	(男・女)	続柄	生年 月日	年 月 日生 (歳)		
	住所	都道府県	郡市区	町村 区			
家庭裁判所への申請日 (予定日を含む。)		年 月 日					

(裏)

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 記名押印に代えて署名することができる。
- 2 太枠内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。ただし、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第34条第2項の規定による移送が行われた場合には、記載する必要はないこと。
- 3 今回の入院年月日の欄は、今回あなたの病院に入院した年月日を記載すること。
- 4 入院形態の欄は、今回入院したときの入院形態を記載することとし、その後、複数の入院形態を経ている場合には、順にその入院形態を記載すること。この場合において、法第33条第1項及び第4項に規定する入院、法第33条第2項及び第4項に規定する入院又は法第33条の4第2項に規定する入院については、その旨を記載すること。
- 5 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医が署名すること。
- 6 家庭裁判所への申請日の欄は、同意者から申請の予定日を聴取し、記載すること。

注 同意書（様式第16号）を添付すること。

様式第17号（その3）（特定医師による医療保護入院で保護者の同意がある場合）

（表）

医療保護入院届出書				年 月 日	
愛媛県知事 様		病院名 所在地 管理者名		⑩	
医療保護入院者	フリガナ名 (男・女)	生年月日	年 月 日 (歳)		
	住所	都道府県	市区	町村区	
保護者の同意により入院した年月日 扶養義務者の同意による入院を経た場合は、その入院年月日	年 月 日 午前・午後 時	今回の入院年月日	年 月 日		
	年 月 日 午前・午後 時	入院形態			
病名	1 主たる精神障害 ICDコーディング()	2 従たる精神障害 ICDコーディング()	3 身体合併症		
	生活歴及び現病歴 [推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。]				
入院歴	初回入院期間 年 月 日～ 年 月 日 (入院形態)				
	前回入院期間 年 月 日～ 年 月 日 (入院形態)				
初回から前回までの入院回数 計 回					
<現在の精神症状>					
I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もろろ 4 その他()					
II 知能 1 軽度障害 2 中等度障害 3 重度障害					
III 記憶 1 記憶障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他()					
IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他()					
V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他()					
VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他()					
VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心込 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他()					
VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他()					
IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他()					
<その他の重要な症状> 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存() 4 その他()					
<問題行動等> 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他()					
<現在の状態像> 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もろろ状態 9 認知症状 10 その他()					
医療保護入院の必要性		[患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。]			
入院を必要と認めた特定医師氏名		署名			
確認した精神保健指定医氏名		署名	診察日時	年 月 日 (午前・午後 時)	
精神保健指定医が入院妥当でないと判断した場合の理由					
保 護 者	フリガナ氏名 (男・女)	続柄	生年月日	年 月 日 (歳)	
	住所	都道府県	市区	町村区	
	1 後见人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者 (選任年月日 年 月 日) 5 その他()				
	フリガナ氏名 (男・女)	続柄	生年月日	年 月 日 (歳)	
住所	都道府県		市区	町村区	
	1 後见人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者 (選任年月日 年 月 日) 5 その他()				
事後審査委員会意見					

平成18年11月21日

愛媛県報

第1814号外1

(裏)

記載上の留意事項

- 1 記名押印に代えて署名することができる。
- 2 太枠内は、特定医師の診察に基づいて記載すること。
- 3 今回の入院年月日の欄は、今回あなたの病院に入院した年月日を記載すること。
- 4 入院形態の欄は、今回入院したときの入院形態を記載することとし、その後、複数の入院形態を経ている場合には、順にその入院形態を記載すること。この場合において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条第2項又は第33条の4第2項に規定する入院については、その旨を記載すること。
- 5 生活歴及び現病歴の欄は、他の診療所及び病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 6 入院歴の欄は、他の病院での入院歴及び入院形態をも聴取して記載すること。
- 7 <現在の精神症状>、<その他の重要な症状>、<問題行動等>及び<現在の状態像>については、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置いて、該当するすべてのローマ数字、算用数字及びローマ字を○で囲むこと。
- 8 入院を必要と認めた特定医師氏名の欄は、特定医師が署名すること。
- 9 確認した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医が署名すること。
- 10 保護者の欄は、親権者が両親の場合は両名を記載すること。
- 11 事後審査委員会意見の欄は、病院保存分について記載すること。

注 同意書（様式第16号）を添付すること。

（表）

医療保護入院届出書			
愛媛県知事 様		年 月 日	
医療保護入院者		フリガナ氏名 (男・女)	病院名 所在地 管理者名 ㊦
住 所		都道府県	市区町村
扶養義務者の同意により入院した年月日		年 月 日 (午前・午後 時)	今回の入院年月日 年 月 日
病 名		1 主たる精神障害 ICDコード()	2 従たる精神障害 ICDコード()
生活歴及び現病歴		3 身体合併症	
<p>推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。</p>		(陳 述 者 氏 名 統 柄)	
入 院 歴		初回入院期間 年 月 日～ 年 月 日 (入院形態)	前回入院期間 年 月 日～ 年 月 日 (入院形態)
		初回から前回までの入院回数 計 回	
<p><現在の精神症状></p> <p>I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他()</p> <p>II 知能 1 軽度障害 2 中等度障害 3 重度障害</p> <p>III 記憶 1 記憶障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他()</p> <p>IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他()</p> <p>V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他()</p>			
<p>VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他()</p> <p>VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他()</p> <p>VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他()</p> <p>IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他()</p> <p><その他の重要な症状> 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存() 4 その他()</p> <p><問題行動等> 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他()</p> <p><現在の状態像> 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他()</p>			
医療保護入院の必要性		患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。	
入院を必要と認めた特定医師氏名		署名	
確認した精神保健指定医氏名		署名	診察日時 年 月 日 (午前・午後 時)
精神保健指定医が入院妥当でないと判断した場合の理由			
同 意 者		フリガナ氏名 (男・女)	続柄 生年月日 年 月 日 (歳)
		住 所	都道府県 市区町村
家庭裁判所への申請日 (予定日を含む。)		年 月 日	
事後審査委員会意見			

(裏)

記載上の留意事項

- 1 記名押印に代えて署名することができる。
- 2 太枠内は、特定医師の診察に基づいて記載すること。
- 3 今回の入院年月日の欄は、今回あなたの病院に入院した年月日を記載すること。
- 4 入院形態の欄は、今回入院したときの入院形態を記載することとし、その後、複数の入院形態を経ている場合には、順にその入院形態を記載すること。この場合において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第2項に規定する入院については、その旨を記載すること。
- 5 生活歴及び現病歴の欄は、他の診療所及び病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 6 入院歴の欄は、他の病院での入院歴及び入院形態をも聴取して記載すること。
- 7 <現在の精神症状>、<その他の重要な症状>、<問題行動等>及び<現在の状態像>については、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置いて、該当するすべてのローマ数字、算用数字及びローマ字を○で囲むこと。
- 8 入院を必要と認めた特定医師氏名の欄は、特定医師が署名すること。
- 9 確認した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医が署名すること。
- 10 家庭裁判所への申請日の欄は、同意者から申請の予定日を聴取し、記載すること。
- 11 事後審査委員会意見の欄は、病院保存分について記載すること。

注 同意書（様式第16号）を添付すること。

様式第18号の2(表)中

保 護 者	フリガナ氏名	(男・女)	続柄	生年月日	年 月 日生 (歳)
	住 所	都道 府県	都市 区	町村 区	

を

保 護 者	フリガナ氏名	(男・女)	続柄	生年月日	年 月 日生 (歳)	に、	「	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	」を
	住 所	都道 府県	都市 区	町村 区						
	フリガナ氏名	(男・女)	続柄	生年月日	年 月 日生 (歳)					
	住 所	都道 府県	都市 区	町村 区						

「 1 主たる精神障害 ICDカテゴリー() 2 従たる精神障害 ICDカテゴリー() 」に、「社会復帰施設、在宅福祉制度等」を「障害福祉サービス等」に改める。

様式第18号の3中「様式第18号の3(第19条の2関係)」を「様式第18号の3(第19条の2関係)」に、
様式第18号の3(その1)」

許可病床数 (うち精神病床)	総 数	床 (床)	を
(うち措置指定病床数)		床 (床)	

管理者の氏名		に改め、同様式看護体制の欄中	
許可病床数 (うち精神病床)	総 数		床 (床)
(うち措置指定病床数)			床 (床)

(1) 看護師、准看護師及び看護補助者の合計 (人)	を	「	(1) 看護師、准看護師の合計 (人)	に改め、同様式に次
(2) 入院患者に対する(1)の人員の比率 (対1)			(2) 入院患者に対する(1)の人員の比率 (対1)	
(3) 入院患者の数を4で割りその端数を繰り上げた数 ()				
(4) (3)の数に0.8を乗じた数 ()				
(5) 看護師と准看護師の合計 (人)				
(6) (4)の数と(5)の人員の数とを比較して大きい数 ()				

のように加える。

様式第18号の3(その2)(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の4第2項後段の規定による特例措置を採る場合)

応急入院指定病院指定申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

申請者 医療機関
所在地
名称
開設者
住所
氏名又は名称 ㊟

管理者の氏名	
許可病床数 (うち精神病床) (うち措置指定病床数)	総 数 (床) (床)
勤務医師数 (うち精神保健指定医数) (うち特定医師数)	常 勤 人 非常勤 人 〔常 勤 人〕 〔非常勤 人〕 〔常 勤 人〕 〔非常勤 人〕
勤務看護師数	常 勤 人 非常勤 人
勤務准看護師数	常 勤 人 非常勤 人
勤務看護補助者数	常 勤 人 非常勤 人
勤務精神保健福祉士数	常 勤 人 非常勤 人
看護体制	(1) 看護師及び准看護師の合計 (人) (2) 入院患者に対する(1)の人員の比率 (対1)
入院患者数 (うち措置入院者数) (うち医療保護入院者数)	人 (年 月 日現在) (人) (人)
応急入院者のために確保する病床数	床
応急入院指定病院	<input type="checkbox"/> 指定あり <input type="checkbox"/> 指定なし
精神科救急医療施設	<input type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし
夜間及び救急の受入件数	年間約 件
事後審査委員会	委員の氏名及び職種
行動制限最小化委員会	開催回数 回/月
	参加メンバーの氏名及び職種
	行動制限最小化基本指針の作成日時 年 月 日作成
	研修会の開催回数 回/年

特記事項

添付書類

- 1 特定医師の実務経験を記載した書類
- 2 その他知事が必要と認める書類

- 注1 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。
- 2 のある欄は、該当するの中にレ印を付すること。
 - 3 看護体制の欄は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第33条の4第2項後段の規定による措置による患者を受け入れる病棟について記載すること。
 - 4 看護体制について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の4第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（昭和63年4月厚生省告示第127号）第2号ただし書中「やむを得ない事情」と同様の事情により申請する場合は、特記事項の欄にその旨を記載すること。
 - 5 行動制限最小化委員会の欄の「行動制限最小化基本指針」とは、行動制限についての基本的な考え方、やむを得ず行動制限する場合の手順等を盛り込んだ基本指針をいうものであること。
 - 6 行動制限最小化委員会の欄の「研修会」とは、当該医療機関における精神科診療に携わる職員すべてを対象とした法、隔離拘束の早期解除、危機予防のための介入技術等に関する研修会をいうものであること。

様式第18号の4中「様式第18号の4（第20条関係）」を「様式第18号の4（第20条関係）」に、
様式第18号の4（その1）」に、

「 1 主たる精神障害 2 従たる精神障害 」を 「 1 主たる精神障害 2 従たる精神障害
ICDカテゴリー() ICDカテゴリー() 」に、

「 応急入院の必要性
（患者自身の病気に
対する理解の程度
を含め、任意入院
が行われる状態に
ないと判断した理
由について記載す
ること。）
を
「 応急入院の必要性
（患者自身の病気に
対する理解の程度
を含め、任意入院
が行われる状態に
ないと判断した理
由について記載す
ること。）
（特定医師の診察
により入院した場
合には、特定医師
の採った措置の受
当性について記載
すること。） 」

に改め、同様式に次のように加える。